

別紙 10 乳製品国際規格策定活動支援

第 1 事業の実施方針

生乳需給の安定を図るとともに、乳製品の需要拡大を図るため、コーデックス及び国際酪農連盟（IDF：International Dairy Federation）（以下「IDF」という。）が作成する乳製品国際規格案等に我が国の意見を反映させるための取組を行う。

第 2 事業の内容

1 事業の取組内容

- （１）乳製品国際規格案等について検討するための学識経験者、専門家等による国内専門部会等の開催
- （２）乳製品国際規格案に関するコメント及び IDF からの質問状に対する回答の取りまとめ並びに関係府省庁や IDF への提出
- （３）コーデックス会合、IDF の諸会合等への出席
- （４）会合結果等に関する報告書の作成及び配布

2 補助要件

- （１）成果目標の基準を満たしていること。
- （２）１（２）については必ず取り組むこと。

3 成果目標の設定

（１）成果目標

乳製品の国際規格に我が国の主張を反映させるため、乳製品にかかるコーデックス国際規格（原案）を作成する IDF 等に対し、意見書を作成し、提出すること（IDF が発出する質問に対し、我が国の意見の反映のため、的確に回答を作成し、提出すること）。

（２）目標年度

目標年度は事業実施年度とする。

第 3 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要領本体第 5 の 1 に基づき、別添 1 により事業実施計画を作成し、農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。

第 4 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要領本体第 6 に基づき、別添 3 により事業実施年度の翌年度の 7 月末までに実施状況を畜産局長に報告するものとする。

2 事業の評価

事業の評価は本要領本体第 7 の 1 に基づき行うものとする。ただし、本要領本体第 7 の 1（２）、（３）、（６）及び（７）については、適用しないものとする。

- (1) 事業実施主体は、別添 4 により事業実施年度の翌年度の 7 月末までに点検評価を行い、畜産局長に報告するものとする。
- (2) 農林水産省畜産局は、事業実施主体が (1) により報告を行った事業評価の内容について、延滞なく点検評価し、その結果を踏まえた評価所見を別添 5 に記入するものとする。

第 5 その他

- 1 事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は申請できないものとする。
 - (1) 事業支援者等に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払うもの以外のもの（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当）
 - (2) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - (3) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
 - (4) その他当該事業の実施に直接関連のない経費
 - (5) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）
 - (6) 支払いが翌年度となる経費（賃金など前月分の実績を元に、支払いが翌月に発生する経費を除く。）
 - (7) 日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額（以下「海外付加価値税」という。）のうち、当該海外付加価値税について還付制度を利用して還付を受ける額
- 2 環境負荷低減に向けた取組強化
事業実施主体は、事業実施計画の提出時に、環境負荷低減の取組に係るチェックシート（別添 5）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨チェックした上で、当該チェックシートを畜産局長に提出するものとする。また、実績報告時にチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、畜産局長に提出するものとする。なお、チェックシートを提出したものから抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。